

## 「若手大工」参加者募集！

### 県内大工の現状

- ・ 県内の大工職人は20年前と比べて半減、60歳以上の割合が約5割。
- ・ 将来、住宅建設市場の需要に対応できなくなり、大工の技能が伝承されない恐れが…

山形県では、大工職人の育成のため、  
「若手大工育成支援プログラム」により  
若手大工の技能習得を支援します。

### ■ 「若手大工育成支援プログラム」とは

プログラムでは、就職から5年の間に、二級建築大工技能士の取得や墨付け・手刻みなどの技能習得を目指していただきます。

#### ① 支援対象者の認定

県内に本店又は支店のある大工・工務店に就職した若手大工を「**支援対象者**」として**認定**します。

#### ② サポート資金の交付

認定された大工のうち、一定の技能を習得した方にその費用の一部を直接交付します。  
**（1年目:10万円、3年目:20万円）**

#### ③ プログラムの修了

二級建築大工技能士を取得し、一定期間継続就業や技能習得が認められれば修了証を交付します。



## ■「若手大工育成支援プログラム」の要件

### ① プログラム支援対象者の認定要件（就業時）

- ・2018年5月1日～2019年4月30日に就職していること
- ・2019年4月1日現在で40歳未満
- ・2019年4月1日現在で大工就業期間の合計が1年未満

### ② 若手大工技能習得サポート資金の交付要件

#### ・10万円：就業1年目（定員30名）

1年間就業し、県が定める技能講習の受講や資格を取得していること  
玉掛け技能講習、足場の組立等特別教育など、詳しくはホームページをご覧ください。  
※**先着順**です。定員に達した場合は、その時点で打ち切る場合があります。

#### ・20万円：就業3年目

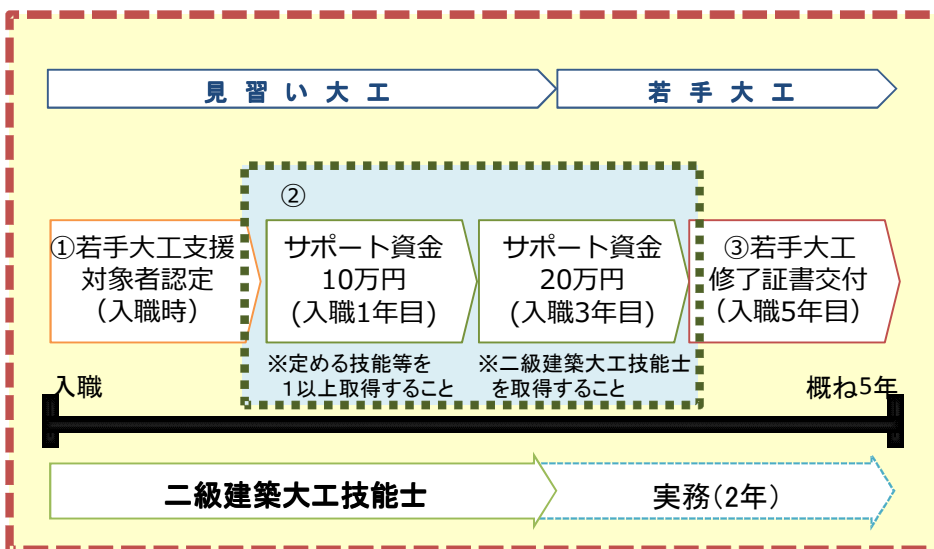
3年間就業し、二級建築大工技能士を取得していること  
※今年度から募集はありません。2018年に認定を受けた方が対象となります。

### ③ プログラムの修了要件

- ・3年以上継続して就業していること
- ・二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること
- ・簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができるなどの県が定める技能を習得していること

※プログラムの修了者と雇用する大工・工務店については、ホームページ「タテッカーナ」で紹介させていただきます。

## ■プログラムの流れ、申請手続き



### ① 支援対象者の認定申請

- ・申請期間：2019年6月3日(月)～6月28日(金)
- 認定証の交付：7月下旬頃

### ② サポート資金の交付申請（先着順）

- ・申請期間：2020年1月14日(火)～2月14日(金)
- 交付決定の通知：2月下旬頃
- ・実績報告：2020年3月23日(月)まで  
資金の交付：4月下旬頃

### ③ プログラムの修了申請

- ・申請期限：2020年3月23日(月)まで  
修了証の交付：4月下旬頃

※申請書の様式や添付書類など、詳しくはホームページ「タテッカーナ」をご覧ください。

### ■受付窓口

村山総合支庁建設部建築課：〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68  
最上総合支庁建設部建築課：〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034  
置賜総合支庁建設部建築課：〒992-0012 米沢市金池7-1-50  
庄内総合支庁建設部建築課：〒997-1301 三川町大字袖東19-1

TEL023-621-8235  
TEL0233-29-1419  
TEL0238-26-6090  
TEL0235-66-5642

